

## 用語解説

### ○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等（斜里町の場合、一般会計と国立公園内森林保全事業特別会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合、町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する赤字額の割合を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

### ○連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金不足の程度を把握するため、一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余（不足）額の赤字と黒字を合算して、赤字となった場合、町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する赤字額の割合を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。

### ○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金を含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）の町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する割合の3カ年度平均値を指標化し、資金繰りの危険度を示します。

### ○将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（町債）や将来支払っていく可能性のある負担等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の町税等の財源の規模（標準財政規模）に対する割合を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

### ○資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

### ○早期健全化基準

健全化判断比率（4つの指標）のうち、いずれかが早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化を図る必要があります。

### ○財政再生基準

健全化判断比率（3つの指標）のうちいずれかが財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定します。この計画は総務大臣の同意が必要となり、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等については、予算の変更等が勧告されます。

### ○経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

### ○標準財政規模

町税や地方交付税など、地方公共団体の一般財源の標準的な収入規模を示すものです。